

2 総防管第 4093 号
令和 3 年 3 月 22 日

一般社団法人日本ショッピングセンター協会 御中

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に向けた都の取組の推進について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月 18 日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了等について」において、感染状況や医療提供体制等に関する分析・評価の結果、全ての都道府県が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなつたため、3 月 21 日をもって緊急事態措置が終了することとされました。（資料 1）

これを受け、都は、3 月 18 日、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、緊急事態宣言解除後も、感染の再拡大を防ぐため、当面、3 月 22 日から 3 月 31 日まで、「段階的緩和期間における東京都の対応」を実施することといたしました。

（資料 2）

この内容は、法第 24 条第 9 項に基づき、都民の皆様に対しては、日中を含めた不要不急の外出自粛の要請、事業者の皆様に対しては、飲食店等に対する営業時間短縮の要請（営業時間は 5 時から 21 時まで。ただし、酒類の提供は 11 時から 20 時まで）、業種別ガイドライン遵守の要請及びイベントの開催制限の要請、また、法には基づきませんが、同様の内容について、各種施設に対して引き続き、御協力をお願いするものです。

また、令和 3 年 3 月 19 日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、緊急事態宣言解除後の埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について通知されましたので、お知らせいたします。（資料 3）

なお、4 月 1 日以降の取扱いについては、改めて東京都新型コロナウイルス感染症対策本部における決定後、別途お知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等に

つきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、都の緊急事態措置等に対しての都民の問合せに対応するセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。合わせまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

資料1・・・令和3年3月18日付け事務連絡

「新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了等について」

資料2・・・令和3年3月18日「段階的緩和期間における東京都の対応」

資料3・・・令和3年3月19日付け事務連絡

「緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

【参考資料】

参考資料1・・・新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了

https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_shuryo_20210319.pdf

参考資料2・・・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

(令和3年3月18日変更)

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210318.pdf

参考資料3・・・「医療・公衆衛生に支障をきたす感染再拡大（リバウンド）の防止のために」

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r030318.pdf ※26頁参照

参考資料4・・・「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応（概要）」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030318_1.pdf

参考資料5・・・緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030318_2.pdf

事務連絡
令和3年3月18日

各都道府県
新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置を実施すべき期間とされている3月21日をもって緊急事態措置を終了することとされました。

また、同日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」という。)が変更されましたので、別紙1及び2のとおりお知らせします。

なお、本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、基本的対処方針等諮問委員会会長から「医療・公衆衛生に支障をきたす感染再拡大（リバウンド）の防止のために」(別紙3)が提出されるとともに、「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」(別紙4・5)が決定いたしましたのでお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

併せて、緊急事態の終了に伴い、市町村対策本部を遅滞なく廃止いただくよう、市町村に対してその旨周知をお願いいたします。なお、特措法に基づかない市町村対策本部として引き続き設置することは妨げられません。

(別紙1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了

(別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日(令和3年3月18日変更)

(別紙3) 医療・公衆衛生に支障をきたす感染再拡大（リバウンド）の防止のために

(別紙4) 緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応（概要）

(別紙5) 緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応

(連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 松浦・高橋・石田・廣瀬・山野・鈴木・矢部

直通 03(6257)3086

e-mail g.sinngatainnfurutaisaku001@cas.go.jp

段階的緩和期間における東京都の対応

令和 3 年 3 月 18 日

1. 段階的緩和期間における東京都の対応

1. 区域

都内全域

2. 期間

当面、令和3年3月22日（月曜日）0時から3月31日（水曜日）24時まで

3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

（1）都民向け：日中も含めた不要不急の外出自粛

- ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

（2）事業者向け：営業時間の短縮、催物（イベント等）の開催制限

- ・施設管理者（次頁「①施設の使用制限」に掲げる施設）に対して営業時間の短縮を要請するとともに、業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
- ・イベント主催者等に対して規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベントの開催等を要請（法第24条第9項）
- ・緊急事態宣言の解除を受け、これまで実施してきた法第45条第2項に基づく営業時間短縮の要請の期間、同条第3項に基づく営業時間短縮の命令の期間は、終了する。

4. 4月1日以降の対応

感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定する。

2. 段階的緩和期間における施設の使用制限・イベントの開催制限等の概要

<① 施設の使用制限> (下線については、特措法に基づく要請)

施設の種類	施 設	内 容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 (宅配・テークアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>営業時間短縮を要請</u> (営業時間は5時から21時まで。ただし、酒類の提供は11時から20時まで)
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>業種別ガイドラインの遵守を要請</u> ・令和3年3月22日（月）0時～3月31日（水）24時（※）

<その他の施設への対応>

(※) 4月1日以降については、別途決定する。

施設の種類	内 容
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需物資を除く。）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需サービスを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・21時までの営業時間短縮、酒類提供は11時から20時までを協力依頼 ・業種別ガイドラインの遵守を協力依頼 ・令和3年3月22日（月）0時～3月31日（水）24時（※）
イベント関係の施設である、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設、遊技場、博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催制限（「収容率」「人数上限」のいずれか小さいほうとする）の協力依頼 【収容率】大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 【人数上限】5,000人又は収容定員50%以内（≤10,000人）のいずれか大きいほう ・令和3年3月22日（月）0時～3月31日（水）24時（※）

<② イベントの開催制限> (下線については、特措法に基づく要請)

(※) 4月1日以降については、別途決定する。

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>イベントの開催制限（「収容率」「人数上限」のいずれか小さいほうとする）の要請</u> 【収容率】大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 【人数上限】5,000人又は収容定員50%以内（≤10,000人）のいずれか大きいほう (あわせて、21時までの営業時間短縮、業種別ガイドラインの遵守を協力依頼) ・令和3年3月22日（月）0時～国の事務連絡により示された期日。以降、国の事務連絡に基づき、段階的に緩和
-----	--

令和3年3月5日付け事務連絡において、経過措置の適用期間等は別途通知することとされていたところ、1都3県において、催物の開催制限等の経過措置を4月18日までとする等を通知するので、引き続き、催物の開催制限等の適正な運用を実施されたい。

事務連絡
令和3年3月19日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「1都3県」という。）を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号、以下「法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置を終了することとし、基本的対処方針を改定した。

令和3年3月5日付け事務連絡において、緊急事態宣言解除後の取扱いは、「緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、目安の適用期間等は、別途通知する」とされていたところ、法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、経過措置の適用期間等、1都3県における留意事項等を通知する。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。

記

1. 1都3県における催物の開催制限

（1）催物の開催制限の目安

令和3年2月26日付け事務連絡1.（2）のとおり取り扱うこと。

なお、同事務連絡1.（2）に示す目安の適用期間等については、緊急事態宣言が延長されていたことに伴い、別紙のとおり、4月18日まで延長すること。

(2) 人数上限及び収容率要件の解釈

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和3年2月26日付け事務連絡1. (1) ②のとおり取り扱うこと。

(3) その他留意事項

① 営業時間短縮等の働きかけ

基本的対処方針三(3) 3)を踏まえ、令和3年2月26日付け事務連絡1. (2) ③(I)のとおり取り扱うこと。

② 本目安の取扱い

上記の(1)、(2)及び(3)①については、令和3年2月4日付け事務連絡1. (1) ③(II)のとおり取り扱うこと。具体的には以下のとおりとする。

【3月2日以前に販売されたチケット】

当該チケットは、令和2年11月12日付け事務連絡1. の目安を超えない限りにおいて、キャンセル不要と扱うこと。

【3月3日から販売されたチケット】

当該チケットは、3月2日以前に販売されたチケットを含めても、令和3年2月26日付け事務連絡1. (2)の目安を超えないこと。

2. 1都3県における施設の使用制限

令和3年2月26日付け事務連絡2. (2)のとおり取り扱うこと。

なお、同事務連絡2. (2)に示す目安の適用期間については、緊急事態宣言が延長されていたことに伴い、別紙のとおり、4月18日まで延長すること。

3. 1都3県における外出の自粛等

令和3年2月26日付け事務連絡3. (2)のとおり取り扱うこと。

4. その他留意事項

① 1都3県以外における催物の開催制限、施設の使用制限等の取扱いについて

令和3年2月26日付け事務連絡1.～3.のとおり取り扱うこと。

② 感染拡大防止に必要な取組の継続

令和2年11月12日付け事務連絡2.～4.、令和3年2月4日付け事務連絡3.及び4.、令和3年2月26日付け事務連絡4.など、都道府県及び関係各府省庁においては、これまでの事務連絡に示された感染拡大防止に必要な取組を継続すること。

〔別紙〕

1都3県におけるイベント開催制限等の段階的緩和について

	収容率	人数上限	営業時間短縮
緊急事態宣言対象地域	50%	5,000人	20時まで
経過措置 (約1か月、 ～4/18)	大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内(≤10,000人) のいずれか大きい方 注:大規模施設の分散退場等を全国の宣言解除後、実証調査。 実証開始前10,000人→実証開始後20,000人に緩和。	都道府県の判断
その他都道府県	注:エビデンスに基づく収容率緩和を検討	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3 注:エビデンスに基づく人数上限緩和を検討	なし

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 「まん延防止等重点措置」の際の制限は、その時々の状況に応じて判断。

※5 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。